A 医師の意見書

園長殿

園児名

病　名

症状も回復し集団生活に支障にない状態になったので　　年　　月　　日から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医師名　　印又はサイン

保育園受取　　年　　月　　日　　印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために厚生労働省のガイドラインに添い登園基準を下記のように定め、感染症回復時に「医師の意見書」の提出をお願いしています。
園児が登園可能かどうかの判断については、感染しやすい期間を配慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご配慮くださいますようお願いいたします。尚、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発疹出現後の４日後まで	解熱後３日を経過してから
インフルエンザ A 型・B 型	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から５日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から７日目又は解熱した後、３日を経過してから
風しん	発疹出現の前の７日から後７日間くらい	発疹が消えてから
水痘（水ぼうそう）	発疹が出る 1～２日前からかさぶたができるまで	全ての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫腸後４日	耳下腺の腫脹が消失してから
新型コロナウイルス感染症	発症の２日前から発症後一定期間	発症から５日間経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで
結核	喀痰の塗沫検査が陽性の間	感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱　（プール熱・アデノウィルス）	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え２日経過してから
流行性角結膜炎	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失し全身状態が良好となってから（抗菌薬を決められた期間服用。５日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 （O157, O26, O111 等 ベロドキシン産生大腸菌）	便中に菌を排出している間	症状がおさまり、かつ抗菌薬による治療が終了し 48 時間をあけて連続２回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ・キャンピロバクター・ベロドキシン非産生大腸菌）	便中に菌を排出している間	症状がないか下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから